

南魚沼市総合評価方式試行要領の運用基準

制定	平成19年9月20日
改定	平成20年6月25日
改定	平成21年7月21日
改定	平成22年6月30日
改定	令和4年10月5日

第1 趣旨

この基準は、南魚沼市総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、南魚沼市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 工事の選定の目安

総合評価方式による工事は、試行要領第5の第1項の基準と併せ、土木一式工事あるいは建築一式工事の場合は、実績確認型及び施工計画確認型、技術評価型又は高度技術提案型について、それぞれ次の工事金額（設計額）の範囲を目安に選定するものとする。

- (1) 実績確認型 ……………概ね 10,000千円以上概ね120,000千円未満の工事
- (2) 施工計画確認型 ………概ね 10,000千円以上の工事
- (3) 技術評価型又は高度技術提案型 ………概ね 10,000千円以上工事

第3 加算点、評価項目及び評価基準

- 1 加算点の上限は、実績確認型は18点、施工計画確認型は24.5点、技術評価型又は高度技術提案型は31.5点を標準とするものとする。
- 2 評価項目及び評価基準については、次の(1)～(3)及び別紙「評価項目及び評価基準の細目等」によるものとする。
 - (1) 実績確認型を適用する工事
別表1の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
 - (2) 施工計画確認型を適用する工事
別表2の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
 - (3) 技術評価型又は高度技術提案型を適用する工事
別表3の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。
- 3 前項の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数（以下「評点」という。）の合計を加算点とするものとする。
- 4 加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の種類、入札参加要件、地域特性等に応じて審査会において変更できるものとする。

第4 技術資料及び技術提案の提出様式

- 1 入札参加希望者等に提出を求める技術資料及び技術提案の様式は、次によるものとする。

(1) 技術資料

- ①「企業の技術力・地域性確認資料」 …… 第1号様式
- ②「配置予定技術者の能力確認資料」 …… 第1号様式
- ③「新技術の活用確認資料」 …… 第2号様式
- ④「簡易な施工計画」 …… 第3号様式

(2) 技術提案

- ①「技術提案書」 …… 第4号様式

2 実績確認型、施工計画確認型及び技術評価型又は高度技術提案型について、それぞれ次の様式（前項に定める様式）の提出を入札参加希望者等に求めるものとする。

- (1) 実績確認型 …… 第1号様式
- (2) 施工計画確認型 …… 第1号様式、第2号様式、第3号様式
- (3) 技術評価型又は高度技術提案型 …… 第1号様式、第2号様式、第4号様式

第5 技術資料及び技術提案の評価方法

- 1 簡易な施工計画及び技術提案の評価者は、原則として、建設部長、主管課長、財政課検査主幹の3者とする。
- 2 簡易な施工計画及び技術提案の評価については、評価者3者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、3者の評価の平均をもって評点を算定（小数点以下第3位四捨五入2位止）するものとする。
- 3 前項以外の評価については、評価者のうちいずれか1者または、財政課長が行い、各評価項目の評点を算定（小数点以下第3位四捨五入2位止）するものとする。
なお、評価の確認資料提出の求めは、入札後に落札候補者のみ行うことができる。
ただし、必要と認める場合は、入札参加者全員に入札前に確認資料提出の求めることができる。

第6 落札者決定の際の評価値

標準点（100点）に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値を評価値とするが、落札者決定の際には、便宜上、評価値に定数を乗じた値（小数点以下第4位四捨五入3位止）を評価値として取り扱うものとする。

$$\begin{aligned} \text{落札者決定の際の評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札金額} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札金額} \times \text{定数} \end{aligned}$$

定数：予定価格（税抜）100,000千円未満の場合は、1億
予定価格（税抜）100,000千円以上の場合は、10億

第7 評価経過等の記録様式

評価の経過等は、次の様式により明らかにしておくものとする。

- (1) 「総合評価方式に関する評価調書」 …… 第5号様式
- (2) 「技術資料評価書」 …… 第6号様式
- (3) 「施工計画等評価集計表」 …… 第7号様式
- (4) 「施工計画等評価表」 …… 第8号様式

- (5) 「総合評価試行工事概要書」 …………… 第9号様式
- (6) 「履行確認票」 …………… 第10号様式

第8 技術提案等に係る設計変更

施工計画確認型における簡易な施工計画、技術評価型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

第9 技術資料及び技術提案の履行確認方法

監督員は、次に掲げる事項について、請負者の技術資料及び技術提案を確認し、「履行確認票」（第10号様式）に記録しなければならない。

- (1) 配置予定技術者
- (2) 地域調達
- (3) Made in 新潟新技術普及制度登録技術（以下「Made in 新潟新技術」という。）の活用
- (4) 簡易な施工計画
- (5) 技術提案

第10 評価項目の履行確認方法

- 1 配置予定技術者は監督員が工事着手届、施工計画書、施工体制台帳、資格を証明する書類の写し、同種工事に係る契約書等の写し、優秀技術者表彰等を証明する書類の写し、継続教育(CPD)単位の取得証明書の写し及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
なお、真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者を変更した場合は、当該工事の技術資料の提出期限時点における変更後の技術者の能力で確認を行うものとする。
- 2 地域調達の履行確認は、監督員が施工計画書、工事外注計画書、下請決定通知書、施工体制台帳及び下請企業との契約書又は、注文書・請書及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 3 Made in 新潟新技術の活用の履行確認は監督員が施工計画書及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。
- 4 簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務のなかで行うものとする。
- 5 前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者に報告を行うものとする。）

第11 技術提案等の担保（ペナルティー）の算定

配置予定技術者、地域調達、Made in 新潟新技術の活用、簡易な施工計画及び技術提案について、提出された技術資料及び技術提案の内容が履行できない場合の措置は、それぞれ次により算定し行うものとする。

- (1) 配置予定技術者

配置予定技術者が配置できなかった場合の措置は、南魚沼市建設工事成績評定規程の考査項目「法令順守等」の文書注意相当8点の工事成績表定点の減点を行う。ただし真

にやむを得ない場合等により、配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置した場合は、減点を行わない。

(2) 地域調達

地域調達が、請負者の責により履行できなかった場合の措置は、南魚沼市建設工事成績評価規程の考察項目「法令順守等」の文書注意相当8点の工事成績評価点の減点を行う。

(3) Made in 新潟新技術の活用

Made in 新潟新技術の活用が、請負者の責により履行できなかった場合の措置は、南魚沼市建設工事成績評価規程の考察項目「法令順守等」の文書注意相当8点の工事成績評価点の減点を行う。

(4) 簡易な施工計画

施工計画確認型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、請負者の責により履行できなかった場合は、これに係る評価点を0点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評価点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 簡易な施工計画の当初の技術評価点 (加算点) (点)

β : 簡易な施工計画の達成度合いに応じて再計算した技術評価点 (加算点) (点)

※8点 : 南魚沼市建設工事成績評価規程の考察項目「法令順守等」の文書注意相当

(5) 技術提案

技術評価型又は高度技術提案型にあつては、技術提案が請負者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評価点を減ずる措置を行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

①工事成績評価の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評価点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 技術提案の当初の技術評価点 (加算点) (点)

β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点 (加算点) (点)

※8点 : 南魚沼市建設工事成績評価規程の考察項目「法令順守等」の文書注意相当

②違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{ 1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C$$

(小数点以下切り捨て整数止)

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

α : 技術提案の当初の技術評価点（加算点）（点）

β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点（加算点）（点）

第12 非落札理由の説明に関する様式

試行要領第19に規定する説明を求める場合は「非落札理由請求書」（第11号様式）を提出するものとし、その回答については「非落札理由回答書」（第12号様式）により行うものとする。

第13 特認工事の特例

試行要領第5の第2項に規定する特認工事における総合評価方式の実施に関し、この基準により難しいものは、別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月25日改定）

改定後の基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月21日改定）

改定後の基準は、平成21年7月22日から施行する。

附 則（平成22年6月30日改定）

改定後の基準は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和4年10月5日改定）

改定後の基準は、令和4年10月5日から施行する。